

(1) 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第七号。以下「改善基準告示」という。）とする。なお、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、改善基準告示第四条第三項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。）は百四十四時間を超えてはならない。

**(2) 貨物自動車運送事業運送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号・国自貨第 118 号・国自整第 211 号）
（抜粋）**

第 3 条

3. 第 4 項関係

- (3) 勤務時間等基準告示中「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に帰着するまでをいう。
- (4) 勤務時間等基準告示中「最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間」とは、一の運行に係る拘束時間（改善基準告示第 4 条に規定する拘束時間をいう。以下同じ。）と休息期間（改善基準告示第 4 条に規定する休息時間をいう。以下同じ。）の総和をいう。

- (補足) ○「勤務時間等基準告示」…「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）
○「改善基準告示」…「自動車運送運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）

**(3) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年5月2日政
令第127号） ※ は平成23年8月17日改正分**

別表第一（第一条関係 特定被災地方公共団体）

北海道：広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩
手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉
伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
北上市 西磐井郡平泉町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米
市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴
田町 同郡川崎町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡
利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 遠田郡涌谷町 同郡
美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町 刈田郡七ヶ宿町 伊具郡丸森町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市
伊達市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻
郡猪苗代町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉
町 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜
葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村
相馬郡新地町 同郡飯舘村 本宮市 安達郡大玉村 河沼郡湯川村 東白川郡鮫川村
田村郡三春町

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取
手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷
市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市
東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 北相馬郡
利根町 下妻市 坂東市 稲敷郡河内町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡
市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

千葉県：千葉市 銚子市 成田市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 香取市 山武市
山武郡九十九里町 同郡横芝光町 佐倉市 匝瑳市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山
武郡大網白里町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村